

杉並区電力の調達に係る環境配慮方針

平成24年5月18日

杉並第9555号

改正 平成29年2月1日 杉並第54894号 令和2年1月31日 杉並第56223号
令和3年1月21日 杉並第54901号 令和4年1月31日 杉並第56244号
令和5年3月29日 杉並第70653号

(目的)

第1条 この方針は、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、法第11条第1項に基づき、杉並区が行う電力調達契約の競争入札の実施に際し、環境に配慮した電力調達を行うために必要な事項を定め、杉並区における温室効果ガス等の排出の削減を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この方針において「環境に配慮した電力調達」とは、杉並区が行う電力を調達するための契約の競争入札に係る入札参加資格の判定に際し、小売電気事業者（以下「電気事業者」という。）の電力供給事業における環境への配慮の状況について、環境評価項目を基準として評価した上で実施する電力調達をいう。

(環境評価項目)

第3条 この方針における環境評価項目は、次のものとする。

- (1) 二酸化炭素排出係数
- (2) 未利用エネルギーの活用状況
- (3) 再生可能エネルギーの導入状況

(入札参加資格)

第4条 杉並区が行う電力調達契約に係る競争入札を実施するに当たり、入札参加資格がある者は、前条に定める環境評価項目を別表の「杉並区環境に配慮した電力調達契約評価基準」により算定した評価点の合計が70点以上である電気事業者とする。

(方針の見直し)

第5条 区長は、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進するため、社会情勢等を踏まえつつ、必要に応じて方針を見直すものとする。

(委任)

第6条 この方針により定めるもののほか競争入札による電力調達に係る環境評価等について必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

この方針は、平成24年5月18日から施行する。

附 則（平成29年2月1日杉並第54894号）

この方針は、平成29年2月6日から施行する。

附 則（令和2年1月31日杉並第56223号）

この方針は、令和2年2月3日から施行する。

附 則（令和3年1月21日杉並第54901号）

この方針は、令和3年2月1日から施行する。

附 則（令和4年1月31日杉並第56244号）

この方針は、令和4年2月1日から施行する。

附 則（令和5年3月29日杉並第70653号）

この方針は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

杉並区環境に配慮した電力調達契約評価基準

基本項目	区分	評価点
1 前年度の1 kWh 当たりの調整後二酸化炭素排出係数 (単位：kg-CO2/kWh) ※1	0.000 以上 0.375 未満	70
	0.375 以上 0.400 未満	65
	0.400 以上 0.425 未満	60
	0.425 以上 0.450 未満	55
	0.450 以上 0.475 未満	50
	0.475 以上 0.500 未満	45
	0.500 以上 0.525 未満	40
	0.525 以上 0.550 未満	35
	0.550 以上 0.575 未満	30
	0.575 以上 0.600 未満	25
	0.600 以上	0
2 前年度の未利用エネルギーの活用状況※2	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
3 前年度の再生可能エネルギー導入状況 ※3	8.00%以上	20
	5.00%以上 8.00%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%以上 2.50%未満	5
	導入していない	0

※1 1 kWh 当たりの調整後二酸化炭素排出係数とは、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき、環境大臣及び経済産業大臣によって電気事業者ごとに個別に公表された調整後排出係数をいう。

※2 前年度の未利用エネルギーの活用状況とは、前年度の未利用エネルギーによる発電電力量(kWh)を前年度の供給電力量(需要端)(kWh)で除した数値をいう。

A：前年度の未利用エネルギーによる発電電力量(kWh)

B：前年度の供給電力量(需要端)(kWh)

[算定方式]

$$\text{前年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = A(\text{kWh}) / B(\text{kWh}) \times 100$$

未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

- (1) 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。
- (2) 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

未使用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他者電力購入に係る活用分を含む、ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未使用エネルギー活用分については含まない。）をいう。

ア 工場の廃熱又は排圧

イ 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT法）」で定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。）

ウ 高炉ガス又は副生ガス

※3 前年度の再生可能エネルギー導入状況とは、以下の項目を算定方式に示す方法により算出した数値(単位はすべてkWh)をいう。

A：前年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端)

B：前年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）（ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く）

（算定方式）

前年度の再生可能エネルギー導入状況（％）＝（A＋B）÷前年度の供給電力量（需要端）×100

（注）評価を4月1日から12月28日までの間に行う場合は、表中「前年度」とあるのは「前々年度」と読み替えるものとする。